

定款変更認可申請(又は定款変更届)に係る添付書類一覧(○印・・・必要な書類、△印・・・該当する場合のみ必要な書類)

区 分	事業の変更			役員定数の変更	基本財産の変更			定款例に合わせた条文の変更	備 考	
	事業の開始		事業廃止		土地取得 建物新築	建物の 増改築	土地、建物、 基金の処分			
	設置経営	受託経営								
定款変更認可申請書(又は定款変更届)	○	○	○	○	○	○	○	○	別紙様式を使用して作成すること。	
添付書類目録	○	○	—	—	○	○	—	—	軽易なものは省略しても差し支えない。	
理事会及び評議員会議事録(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	理事長名原本証明。抄本の場合は必要箇所の写。評議員会での特別決議(定数の2/3以上の決議)。議長と署名人が指名された者と一致し署名又は記名押印していること。定款変更等という議案になっていること。	
財産目録	○	—	—	—	○	○	○	—		
法人本部会計等決算書	○	—	—	—	○	○	○	—	定款変更事由発生年度又は定款事由発生前年度の収支計算書、貸借対照表等	
変更後の定款	○	○	○	○	○	○	○	○	表題に「変更後定款」と表示する。	
現行の定款	○	○	○	○	○	○	○	○	表題に「変更前定款」と表示する。	
施設整備等関係書	施設整備結果報告書又は施設整備計画書	△	—	—	—	○	○	—	—	別紙様式を使用して作成すること。下記施設整備等関係書類と金額が一致すること。
	補助金等の決定通知書(写)	△	—	—	—	△	△	—	—	都、区市町村等の補助金を財源とする場合に添付。
	助成金決定通知書(写)	△	—	—	—	△	△	—	—	共同募金会及び各種助成団体助成金を財源とする場合に添付。
	借入金決定通知書(写)又は受理証明書(写)	△	—	—	—	△	△	—	—	借入金を財源とする場合に添付。
	償還計画書	△	—	—	—	△	△	—	—	借入金を財源とする場合に添付。各年度ごとの償還額及び償還財源がわかるもの、他に借入金がある場合には法人全体のもの。
	償還金贈与契約書(写)	△	—	—	—	△	△	—	—	償還財源に寄附金を予定している場合に添付。
	各種補助金(助成金)要綱	△	—	—	—	△	△	—	—	補助金、助成金を財源とする場合に添付。債務負担行為の場合は議決証明書。
	資金贈与契約書(写)	△	—	—	—	△	△	—	—	資金贈与を財源とする場合に添付。
	工事関係等契約書(写)又は見積書(写)	△	—	—	—	△	△	—	—	見積書は総括表のみで差し支えない。設計監理の契約書も含む。
	不動産売買契約書(写)又は贈与契約書(写)	△	—	—	—	△	△	△	—	
	工事関係等領収書(写)	△	—	—	—	△	△	—	—	設計監理の領収書も含む。
	不動産の価格評価書又は税の評価証明書	△	—	—	—	△	△	—	—	不動産贈与の場合に添付。不動産評価書が望ましい。
	設備整備(初度調弁)一覧表	△	—	—	—	△	△	—	—	建物の取得の場合に添付。別紙様式を使用して作成すること。
	設備整備(初度調弁)領収書(写)	△	—	—	—	△	△	—	—	設備整備(初度調弁)一覧表に記載された支出に該当する領収書を全て添付。
不動産貸与契約書(写)	△	—	—	—	△	△	—	—	基本財産とする建物の敷地が賃貸借の場合に添付。	
不動産登記事項証明書	△	—	—	—	○	○	○	—	発行日から3か月以内のもの。正本には原本を、副本には写しを添付。	
検査済証(写)又は建築確認書(写)	△	—	—	—	△	△	—	—	建物の取得の場合に添付。	
土地の公図	△	—	—	—	△	—	△	—	土地の取得又は処分の場合に添付。	
建物の図面(案内図、配置図、平面図 いずれもA4判)	○	○	—	—	△	○	△	—	建物の取得又は処分の場合に添付。	
事業計画書	○	○	—	—	—	—	—	—	事業開始年度及び次年度の2年度分	
収支予算書	○	○	—	—	—	—	—	—	事業開始年度及び次年度の2年度分	
施設長関係書類	就任承諾書(写)	△	△	—	—	—	—	—	—	
	履歴書(写)	△	△	—	—	—	—	—	—	任意様式で差し支えない。
	資格を証明する書類(写)	△	△	—	—	—	—	—	—	開始する事業に資格要件がある場合
受託関係書類	受託契約書(写)	—	○	—	—	—	—	—	—	
	条例、規則、要綱等	—	○	—	—	—	—	—	—	委託先を明記したもの

区 分	事業の変更			役員定数の変更	基本財産の変更			定款例に合わせた条文の変更	備 考
	事業の開始		事業廃止		土地取得 建物新築	建物の 増 改 築	土地、建物、 基金の処分		
	設置経営	受託経営							
事業の廃止届(写)又は廃止認可書(写)	—	—	○	—	—	—	○	—	
廃止事業に係る財産の処分方法	—	—	○	—	—	—	○	—	
基本財産処分承認書(写)	—	—	△	—	—	△	△	—	基本財産処分承認が必要な場合は添付する
残高証明書	—	—	—	—	—	—	○	—	
施設設置届(施設認可書)(写)又は施設内容変更届(写)	△	△	—	—	—	—	—	—	社会福祉施設を設置、又は届出事項を変更した場合(原則として、收受印又は受理印が押印してあるもの)
事業の開始届(写)又は事業内容の変更届(写)	△	△	—	—	—	—	—	—	社会福祉施設を設置、又は届出事項を変更した場合(原則として、收受印又は受理印が押印してあるもの)
指定通知書(写)	△	△	—	—	—	—	—	—	介護保険法、障害者総合支援法などの各法令に規定する場合、必要に応じて受理証でも可
役員名簿、評議員一覧表	—	—	—	○	—	—	—	—	
その他所轄庁が必要と認めた書類	△	△	△	△	△	△	△	△	

※ 「事業の変更」について、事業種類ごとに定款記載している法人は、新たな事業種類の開始及び廃止についてのみ、上記に準じた添付書類が必要となります。

※ 定款変更認可申請、定款変更届ともに、各2部(正本と副本)用意してください。